

墜落制止用器具（安全帯）の特別教育。
免除規定が追加

墜落制止用器具の特別教育対象者は

「**高さが2メートル以上の箇所（※）**であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」

※は後述の科目の省略に係る

**高所で作業する人が対象！
特に建設業は、ほとんどの人が含まれる。**

特別教育のカリキュラム（学科）

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|--|--|-------|
| I 作業に関する知識 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 2. 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 3. 作業の方法 | 1時間 |
| II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 2. 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 3. 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 4. 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 5. 墜落制止用器具の関連器具の使用方法 | 2時間 |
| III 労働災害の防止に関する知識 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 墜落による労働災害の防止のための措置 2. 落下物による危険防止のための措置 3. 感電防止のための措置 4. 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 5. 事故発生時の措置 6. その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 1時間 |
| IV 関係法令 | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間 |

特別教育のカリキュラム（実技）

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|--------------------|--|--------|
| V 墜落制止用器具の使用方法等 | <ol style="list-style-type: none">1. 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法2. 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法3. 墜落による労働災害防止のための措置4. 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 | 1.5 時間 |

特別教育の科目を省略する条件

1. 適用日時点において(※)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
2. (※)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
3. 3. ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。
なお、適用日（2019(平成31)年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。